

香川県総合計画の見直しに係る有識者懇談会公開要領

- 1 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行う。ただし、会長が会議を傍聴することが不適當であると認める者は、傍聴することができない。
- 2 会議の傍聴人の定員は10人とする。ただし、多数の傍聴希望者があると予想される場合は、会長の判断により定員を増加することができる。
- 3 傍聴申し込みの受付は、原則として、会議の当日、会場で会議開始の30分前から開始し、先着順で傍聴定員に達したときに終了する。ただし、会議開始時刻までに傍聴定員に達しない場合は、会議開始時刻をもって終了する。
- 4 傍聴者に対しては、傍聴定員に対応する傍聴席を設け、原則として会議資料と同じ資料を用意する。また、報道機関の取材活動についても、会場に記者席、会議資料を用意するなど、十分配慮する。
- 5 傍聴要領を定めた上で、会議の秩序維持に努める。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

香川県総合計画の見直しに係る有識者懇談会傍聴要領

1. 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、住所及び氏名を受付簿に記載し、係員の指示に従い、会場に入場してください。

2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切ること。
- (4) 一般の傍聴者は、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3. 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただくことがあります。